

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

| | | | |
|--------------|--|-----|-----------|
| 案件の名称 | 村上市国土強靱化地域計画（案） | | |
| 意見募集期間 | 自：令和3年 3月 1日 至：令和3年 3月 22日 | 担当課 | 総務課 危機管理室 |
| 案件の概要 | <p>本市では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき、大規模自然災害に備えた事前防災・減災の施策を計画的に行い、市民の生命と財産を守る強くしなやかな国土強靱化地域づくりの実現の指針を定めるため、村上市国土強靱化地域計画（案）を作成しました。</p> <p>つきましては、計画策定にあたり、広く意見を聴取するため、パブリックコメントを実施するものです。</p> | | |
| 案件の趣旨、目的及び背景 | <p>国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布、施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。そこで、本市においても、基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や令和元年の山形県沖地震等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくために「村上市国土強靱化地域計画」を策定するものです。</p> | | |
| 今後の予定 | 3月1日（月）～3月22日（月） パブリックコメント受付 3月下旬 パブリックコメント結果の公表 3月下旬 村上市国土強靱化地域計画策定 | | |
| 備考 | 村上市ホームページで本計画（案）を掲載するほか、総務課、各支所地域振興課に閲覧用を配置します。 | | |